

令和3年第7回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年7月9日（金） 午前9時30分～午前10時15分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：中川 光春 2番：道園 浩二 4番：小島 政文

5番：尾上 春樹 6番：告宮 幸一 7番：塚本 壽

8番：山田 和治 9番：寺本 真理子 10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

3番：田口 昭広

○農地利用最適化推進委員

（出席：15名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 3番：松岡 哲治

4番：矢野 解光 5番：田口 宗一 6番：下崎 省一

7番：宮島 正文 8番：坂口 恵美子 9番：藤井 雅史

10番：小崎 良一 11番：木川 保 12番：一川 清

13番：西村 隆 14番：草野 義雄 15番：洲上 米作

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉

係長：山川 茂夫 主事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

日程第2 報告第24号 農地形状変更届出書について

日程第3 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第4 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第32号 農用地利用集積計画の審議について

日程第6 議案第33号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和3年第7回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、3番の〇〇委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は9番の〇〇委員、1番の〇〇委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に、議案書の訂正がありますので、お手元に配布しております別紙のとおり訂正をお願いします。</p> <p>まず、議案書3ページの報告第23号の使用貸借権設定の部1番で、「賃貸人」及び「借借人」を「貸人」と「借人」にそれぞれ訂正をお願いします。</p> <p>次に、議案書6ページの議案第30号の2番で、備考欄の「耕作面積」の訂正をお願いします。</p> <p>また、同じく6ページの議案第30号の3番で、備考欄の「耕作面積」の訂正をお願いします。</p> <p>最後に、議案書8ページの議案第31号の1番で、「使用貸借権移転の部」を「使用貸借権設定の部」に訂正をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第23号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第23号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>賃借権設定の部1番から2ページの9番まで、まとめて説明します。</p> <p>配分された土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は、1～2番は水稻を耕作し、3～4番は野菜等です。2ページの5番及び7番から9番は水稻を耕作し、6番は野菜等となっています。</p> <p>設定期間は全て新規設定の10年間です。</p> <p>賃借料は備考欄のとおりです。</p>

	<p>次の3ページをお願いします。</p> <p>使用貸借権設定の部1番については、先ほど説明があったとおり、貸人・借人に訂正をお願いします。</p> <p>配分された土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の10年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第23号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第23号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第24号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>報告第24号、農地形状変更届出書について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番の土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間や盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、客土を行い畑として利用するということです。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。</p> <p>申請地は、石蔭の里から北へ約50mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作はされておらず水田としての利用も困難であることから、造成後は畑として利用するということです。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番の土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間や盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、客土を行い畑として利用するということです。</p> <p>ピンク色総会資料の2ページをお願いします。</p> <p>申請地は、石蔭の里から北へ約100mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作はされておらず水田としての利用も困難</p>

であることから、造成後は畑として利用するということです。

議案書に戻ります。

3番の土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間や盛土高については、記載のとおりです。

造成の理由は、客土を行い畑として利用するということです。

ピンク色総会資料の3ページをお願いします。

申請地は、伏木氏多目的研修所の西側、約900mの場所になります。

次の4ページには、詳細を表示しており、町道沿いに位置し黒く塗りつぶしている箇所が申請地です。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作はされておらず客土を行うことで耕作管理しやすくし、造成後は畑として活用するということです。

議案書に戻ります。

議案書は5ページの4番になります。

土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間や盛土高については、記載のとおりです。

造成の理由は、客土を行い畑として利用するということです。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。

申請地は、先ほど説明した4番の南側に隣接した場所で、黒く塗りつぶしている箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作はされておらず客土を行うことで耕作管理しやすくし、造成後は畑として活用するということです。

議案書に戻ります。

5番の土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間や盛土高については、記載のとおりです。

造成の理由は、客土を行い畑として利用するということです。

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。

申請地は、塩浸公民館の南側、約200mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作はされておらず客土を行うことで耕作管理しやすくし、造成後は畑として活用するということです。

以上で説明を終わります。

議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番と2番の案件をまとめて、2番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局、〇〇推進委員と現地を見ました。 申請地は、湿田地帯となっており、農作物ができないような状況です。 盛土高が2mという高さですが、周辺の住宅地と同じ高さになるので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員から説明があったとおりです。よろしくお願いします。
議長	3番と4番の案件をまとめて、担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員、地元の〇〇推進委員と現地に行きました。 令和2年7月豪雨で発生した災害土を用いて、行うそうです。何ら問題ないと思います。 地元の〇〇推進委員からもお願いしたいと思います。
〇〇推進委員	事務局、〇〇推進委員からもありましたように、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	5番の案件を5番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	5日に〇〇推進委員、事務局と現地確認に行きました。 申請地は現在、草が生えておりましたが、盛土後は、使いやすい畑になるのではないかと考えています。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員が言われたとおり、放棄地となっていました。 日当たりもあまり良くない場所で、稲作には適していないと感じました。 今後は畑として管理するということでしたので、作物を変えて、心機一転するのも良いのではないかと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第24号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第24号については、これで終わります。 次に、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の6ページをお願いします。 議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。

農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

ピンク色総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、長沢公民館の西側、約130mの1筆になります。

現地確認では、申請地は現在、耕作はされておらず、譲受後は畑として適正に管理する計画ということでした。

黄色調査書の1ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足で耕作管理出来ないので、譲渡する。譲受人は、譲渡を受け農業経営を拡大する。ということ です。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま す。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当して います。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま す。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については記載のとおりで、始めに説明があったとおり、備考欄の耕作面積については、訂正をお願いします。

ピンク色総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せていま す。

申請地は、平生バス停の東側、約400mの1筆になります。

現地確認では、申請地は現在、耕作されており、贈与を受けた後も継続して野菜を作付けする計画で、適正に管理するということでした。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由は、次の3番の案件で説明する土地とお互いに無償贈与をすることで、利便性と耕作管理の向上を図るということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま す。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当して います。

以上のことから、総合的に見て本会許可申請は許可相当であると思われま す。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については記載のとおりで、こちらも2番の案件と同様に、備考欄の耕作面積の訂正をお願いします。

ピンク色総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、金ヶ渕バス停の南側、約150mの場所1筆になります。

現地確認では、申請地は現在、耕作はされておりませんが、贈与を受けた後は、野菜等を作付けする計画で、適正に管理するということでした。

黄色調査書の3ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由は、先ほど説明した2番と同様にお互い無償贈与することで、利便性と耕作管理の向上を図るということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。7ページをお願いします。

4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

ピンク色総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、城迫地区農村集落センターを中心に全部で10筆あります。

現地確認では、申請地は現在も耕作されている状態であり、贈与を受けた後も継続して作付けする計画で、適正に管理するということでした。

黄色調査書の4ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は、高齢により耕作管理が困難なため親族に贈与し、譲受人は、贈与を受けた後、適正に管理するということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

	<p>ピンク色総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、岡地区農村集落センターの東側、約100mの場所で5筆になります。</p> <p>現地確認では、申請地は現在、耕作はされていませんでしたが、贈与を受けた後は、畑として適正に管理するということでした。</p> <p>黄色調査書の5ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は、遠方に居住しており、耕作管理が困難なため贈与し、譲受人は、贈与を受け耕作管理を行うということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>6番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>ピンク色総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、尾奈古集落センターの西側、約40mの場所で2筆です。</p> <p>現地確認では、申請地は現在、耕作放棄地でしたが、買い受け後はサツマイモ等を作付けし、適正に管理するということでした。</p> <p>黄色調査書の6ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足で耕作管理出来ないなので、譲渡する。譲受人は、譲渡を受け畑として耕作を継続する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を6番の〇〇委員にお願いします。</p>

〇〇委員	事務局の説明のとおり問題ないと思います。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員と現地を確認しました。 地目は田んぼではありますが、譲受後は畑として利用するということでした。 何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	2番の案件を担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員と確認してまいりました。 次の3番の案件と交換ということで、何ら問題ないと思います。よろしく お願いします。
議長	3番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局、〇〇推進委員と現地を見てまいりました。 事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員から説明をお願いします。
〇〇推進委員	〇〇推進委員からありましたように、先ほどの2番の案件と交換ということで すので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	4番と5番の案件をまとめて、4番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	4番の申請地は耕作されているので、問題ないと思います。 5番については、耕作放棄地ですが、今後は適正に管理するということでした ので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	現地確認当日は行けませんでした。後日確認しました。 事務局、〇〇委員の説明のとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願 いします。
議長	6番の案件を10番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	先ほど事務局から説明のあったとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお 願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員から説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第30号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。

	<p>所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>6 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 8 ページをお願いします。</p> <p>議案第 3 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>始めに説明があったとおり、使用貸借権設定の部に訂正をお願いします。</p> <p>使用貸借権設定の部 1 番、申請地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の 1 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、川内バス停の南側、約 6 0 m の 1 筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作はされておらず、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。</p>

	<p>ピンク色総会資料の14ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は浄化槽を設置し、北側の排水路へ排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の15ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約2.3haです。</p> <p>黄色調査書の7ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は使用貸借です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「借人は、令和2年7月豪雨により自宅が被災し、現在、被災した家屋に暮らしていることから、新しく住宅を建築するため、今回申請するもの」です。 <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を7番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>現地確認に事務局と〇〇推進委員と行ってまいりました。</p> <p>申請地は、元々住んでいた家の近くで、令和2年7月豪雨により被災した場所ではありますが、対策を講じて建てるといことです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>先日、事務局と〇〇委員と現地確認いたしました。</p> <p>令和2年7月豪雨により家が浸水し、住むことができないため、申請地に埋め立てをして家を建てるといことでした。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第31号について、質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p>

	<p>お諮りします。</p> <p>1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 2 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 9 ページをお願いします。</p> <p>議案第 3 2 号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部 1 番と 2 番は、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。全て転貸で設定期間は新規設定の 1 0 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の 1 0 ページをお願いします。</p> <p>5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>使用賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。</p> <p>2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の 3 年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第 3 2 号について、質疑ありませんか。</p>

	… 7 番、〇〇委員。
〇〇委員	4 番の案件で、賃借料が 1 0 a 当り 1 2 9 k g となっていますが、私が間違えたのかもしれませんが。1 0 a 当り 6 0 k g、総量は 3 0 k g でやっております。
事務局	〇〇委員が言われたとおり、1 0 a 当りの賃料が 6 0 k g で総量が 3 0 k g に訂正をお願いします。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4 番については、7 番の〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。</p> <p>(〇〇委員、一時退席)</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>4 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>〇〇委員に入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員、着席)</p> <p>5 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第33号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の11ページをお願いします。</p> <p>議案第33号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番から次の12ページの8番については、所有者が同じですので、まとめて説明します。</p> <p>申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>田浦地域の農地で、以前は甘夏栽培を行っていたところになります。</p> <p>農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>次に、詳細について説明します。</p> <p>別紙資料1「非農地判断 現地確認資料」の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、道の駅たのうらの東側、約700mの6筆と次の2ページの大木場地区ふれあいセンターの南側、約400mの2筆で合計8筆になります。</p> <p>次の3から4ページに詳細と5から6ページに現況写真を載せています。</p> <p>現況は、雑木等が生い茂り山林化しております。</p> <p>7ページに現況確認の調査結果を記載しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、全ての筆で雑木等が生い茂り、山林の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますが、1番から8番の案件は、私が担当委員ですので、私から説明します。</p>

先ほど、事務局から説明がありましたように、元々は甘夏園でしたけれども、雑木が大きくなっていたり、竹林となっておりましたので、非農地との判断をしてまいりました。

説明が終わりました。

議案第33号について、質疑ありませんか。

(質疑なし)

なお、本案件については、〇〇推進委員が関係しておりますので、一時退席を求めます。

(〇〇推進委員退席)

それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。

お諮りします。

1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

2番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。

3番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。

4番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。

5番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。

6番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。

7番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。

8番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。

〇〇推進委員に入室をお願いします。

(〇〇推進委員、着席)

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。